

(3) 他都市NPO法人条例個別指定制度の基準(公益要件体系)

	神奈川県	横浜市	熊本県
対象	県内で活動する特定非営利活動法人であること	市内で活動する特定非営利活動法人であること	県内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人であること。
公益要件	◆(1)と(2)の両方に該当していること。 (1)活動に関すること(両方必須) ア 不特定かつ多数の県民の利益に資するもの(両方必須) (ア) 特定非営利活動に係る事業の支出規模が総支出額の2分の1以上 (イ) 利益を受ける県民が存在すること イ 地域の課題の解決に資するもの(いずれか) (ア) 行政の計画、施策の方向性に沿うものであること。 (イ) 地域の要望に対応するものであること。 (2)法人以外からの支持や活動実績に関すること(両方必須) ア 定款の目的に適合した事業の活動の実績があり、継続が見込まれること イ 法人以外の者から支持されている実績があること(いずれか) (ア) 行政等から支持を受けている実績 ・行政等との協働 ・行政からの助成 ・表彰 (イ) 企業又は団体等から支持を受けている実績 ・企業等との協働 ・企業等からの助成 ・表彰 (ウ) 地域の住民等から支持を受けている実績 ・活動地域の住民等100人以上からの署名 ・100人以上の住民で構成される自治会からの推薦 ・無償ボランティアの実績 ・寄附の実績 (エ) 中間支援組織の(当該申出のあった法人)から支援を受けている実績 ・中間支援組織から支援を受けている30団体以上からの推薦 (オ) その他支持を受けている実績	◆地域の課題の解決に資する活動を行う法人であり、法人以外のものから支持されている実績があること。(両方必須) (1)活動に関すること (総合的に判断全てを満たす必要はない) (ア) 横浜市の施策に合致しているものであること(指定管理、委託、協働事業、助成事業ほか) (イ) 活動の継続性が見込まれること (ウ) 受益の機会が一般に開かれていること (エ) 自主的・自立的に独立して行われていること (オ) その他、市民の利益に資すること (2)法人以外からの支持に関すること(いずれか) (ア) 一定の寄附の実績 ・1,000円以上×100人 (イ) 行政等から支持を受けている実績 ・協働、助成金、表彰、指定管理、委託 (ウ) 地域の住民・企業から支持を受けている実績 ・自治会等の推薦 ・企業との協働事業 ・助成金 ・後援 ・無償のボランティア実績 400時間以上 ・中間支援組織から支援を受けている団体からの推薦	◆次の(1)から(3)の基準を全て満たすこと (1)法人以外からの支持に関すること ・年3,000円以上×50人(ただし県民からの寄附に限る) (2)法人以外からの支持に関すること(いずれか) (ア) ボランティアの実人数が年平均50人以上(ただし県民に限る) (イ) 国又は地方公共団体等との協働の実績が年平均1回以上あること (ウ) 法人活動を支援する旨の申出が50人以上であること。(ただし県民に限る) (3)活動実績を発信する仕組みに関すること(いずれか) ・インターネットの利用その他の方法により、事業活動及び収支状況を公開していること。